

児童福祉審議会専門部会(児童福祉施設等の設備及び運営基準について)における審議内容について

1 審議の目的

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」(平成23年5月2日公布)において、児童福祉法の改正がなされ、都道府県等が、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(以下「施設基準」という。)並びに児童福祉法に基づく指定通所支援の事業・指定障害児入所施設の人員、設備及び運営に関する基準(以下「指定基準」という。)について条例で定めることとされた。

都道府県等が条例を定めるに当たっては、厚生労働省令で定める基準に従い定めるもの、同基準を標準として定めるもの、同基準を参酌するものの3類型が設けられており、この基準を定める障害児関連の省令が、平成24年2月3日に公布された。施設基準に係る都条例及び規則の改正立案並びに指定基準に係る都条例及び規則の立案に資するため、これらについて一体として審議する。

2 審議の対象とする施設等

前回の専門部会及び児童福祉審議会第3回本委員会において、関係省令公布後に審議を行うこととされていた障害児施設等について審議を行う。

<障害児通所支援>

福祉型児童発達支援センター、医療型児童発達支援センター、児童発達支援*、放課後等デイサービス*、保育所等訪問支援*

(※指定基準のみ)

<障害児入所支援>

福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設

＊) 福祉型障害児入所施設のうち主として自閉症児、盲児及び肢体不自由のある児童を入所させる施設については、都内で未設置であるが、児童福祉法に規定する児童福祉施設であり、同法との整合性を図る観点から、都条例及び規則においても規定する。

3 条例化する際の基準設定の類型

(1) 「従うべき基準」

条例の内容を直接的に拘束する、必ず適合しなければならない基準であり、当該基準に従う範囲内で地域の実情に応じた内容を定める条例は許容されるものの、異なる内容を定めることは許されないもの（人員配置基準、居室床面積基準及び人権に直結する運営基準等）

(2) 「標準」

法令の「標準」を通常よるべき基準としつつ、合理的な理由がある範囲内で、地域の実情に応じた「標準」と異なる内容を定めることが許容されるもの（利用定員に関する基準）

(3) 「参酌すべき基準」

地方自治体が十分参酌した結果としてであれば、地域の実情に応じて、異なる内容を定めることが許容されるもの（(1)及び(2)以外の設備及び運営に関する基準）

4 条例と規則の構成

施設等に必要とされる設備や運営に必要となる職員などの基本的な事項については、条例に規定し、規則には、条例を補完する形態で詳細な事項について規定する予定である。

- 施設基準については、第一章に総則として児童福祉施設全般に係る事項を規定し、次章以降は、施設種別ごとの章立てとし、設備及び運営に関する基準を規定する。
- 指定基準については、第一章に総則として指定障害児通所支援事業者及び

指定障害児入所施設の全般に係る事項を規定し、次章以降は、施設等種別ごとの章立てとし、人員、設備及び運営に関する基準を規定する予定である。

5 今後の予定

- 専門部会及び児童福祉審議会第4回本委員会での審議結果を踏まえ、都条例及び規則の立案を行う。
- 都条例及び規則の施行については、平成24年7月1日にできるよう、立案作業を進め、東京都議会へ条例案を提出する。